



# 埼玉県報

第286号  
令和4年(2022年)  
2月15日  
火曜日

## 目次

### 告示

- ペーパーレス化推進に係る液晶ディスプレイに関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道春日部松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ペーパーレス化推進に係る液晶ディスプレイ 3,460 台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年1月24日

4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

5 落札金額

42,117,196円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年11月26日

## 告 示

### 埼玉県告示第百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年埼玉県告示第千百四十二号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

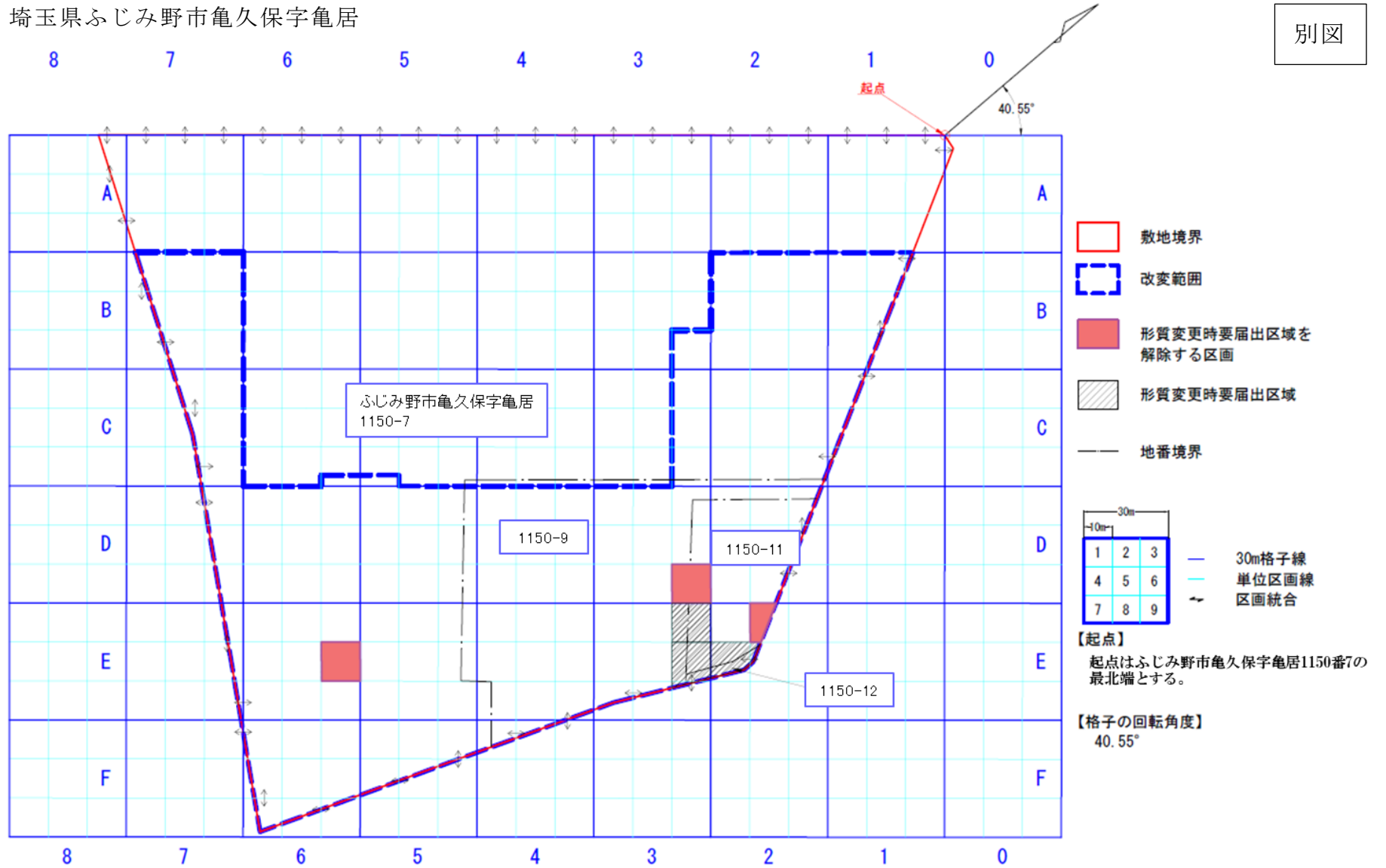
令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市亀久保字亀居千百五十番七の一部、千百五十番九の一部及び千百五十番十一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県ふじみ野市亀久保字亀居

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第百十六号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス上里店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字南稻塚千九百九十八番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 開発協議で出された意見については遵守してください。
- (2) 駐輪対策について周辺住民からの連絡窓口についても周知を行い、苦情案件等が生じた際には対応できる体制を整備してください。

#### 二 縦覧期間

令和四年二月十五日から令和四年三月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

## 告 示

### 埼玉県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

令和四年一月六日

#### ニ 届出年月日

令和四年一月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和四年二月十五日から令和四年六月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和四年二月十五日から令和四年六月十五日まで

##### ロ 意見書提出先





## 告示

### 埼玉県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西上尾第二団地中心施設

埼玉県上尾市大字小藪谷七十七番一外

##### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）三―六号棟一〇一、午前九時から午後六時三十分

三―三号棟一〇一、三―六号棟一〇二、三―七号棟一〇二、一〇

三 午前九時から午後七時

三―六号棟一〇三 午前九時から午後八時

三―八号棟一〇一 午前九時から午後九時

（変更後）三―八号棟一〇一 午前九時から午後十時

その他の小売店舗 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和四年十月一日 外

#### ニ 届出年月日

令和四年一月三十一日

二 縦覧期間

令和四年二月十五日から令和四年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年二月十五日から令和四年六月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十号

令和三年埼玉県告示第八百六十一号で公示した公共測量は、令和三年九月十五日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十一号

新座市から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
ふじみ野市上福岡四丁目八〇三二番四地先から同市鶴ヶ舞二丁目二九番九地先まで		区間
一一・五〇〃 一五・〇〇〇	七・九〇〃 一五・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九〇・二四		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考

## 告示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域



新	旧	旧新別
富士見市鶴馬二丁目二九五五番 一地先から同市鶴馬三丁目二九五 三番四地先まで		区 間
九・八〇〃 一五・七五	九・〇七〃 一三・〇三	敷地の幅員 (メートル)
四六・一九		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路 線 名	川越北環状線
供用開始の区間	川越市今成四丁目二六番二八地先から同市今成四丁目二二番一九地先まで
供用開始の期日	令和四年二月十五日
備 考	平成三十一年三月十五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一一四・八九メートル

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 春日部松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市牛島字向川島九六八番一	春日部市樋籠字柳原五一七番 一地先から	区 間
八・九六〇 三九・五三	八・九六〇 三四・三九	敷地の幅員 (メートル)
二六八・二二		延長 (メートル)
	平成七年二月二十四日付 け埼玉県告示第二百二十九号で告示した道路予定 区域の変更である。	備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市牛島字川中子九九五番一	春日部市牛島字川中子九九七番一四地先から	区 間
一二・二五〇 三三三・四一	一二・二五〇 三三三・四一	敷地の幅員 (メートル)
九三・九四		延 長 (メートル)
予 定 区 域 の 変 更 で あ る 。	平 成 六 年 十 一 月 二 十 九 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 千 六 百 四 十 六 号 で 告 示 し た 道 路	備 考

# 告 示

埼玉県警察本部告示第21号

令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和4年2月15日

埼玉県警察本部長 原 和 也

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 195人

女性 22人

### (2) 令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 10人

女性 5人

### (3) 令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 8人

女性 5人

### (4) 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

中国語 2人

ベトナム語 1人

### (5) 令和4年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 2人

剣道 1人

### (6) 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

2人

### (7) 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

2人



## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

### ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和5年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和62年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和5年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和5年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和62年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

なお、論文試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	
	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	
情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施	

		する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4級以上	
経 歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記の大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(7) I類、II類、III類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(4) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験IIとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月8日（日）	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	5月23日（月） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	6月3日（金）から6月5日（日）までのいずれか1日及び6月18日（土）から7月3日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。 ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。		8月22日（月） 午前10時	

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

ア 令和4年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類	

国際捜査Ⅰ類 武道・体育指導Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	240,500円
Ⅱ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	229,400円
Ⅲ類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までに給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和4年10月1日（土）以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査Ⅰ類、武道・体育指導Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類は、令和5年4月1日（土）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和4年3月1日（火）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和4年3月1日（火）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

### (2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

### (3) 受付期間

令和4年3月1日（火）午前9時から4月8日（金）午後5時までの間

### (4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

# 告 示

埼玉県警察本部告示第22号

令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

令和4年2月15日

埼玉県警察本部長 原 和 也

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 18人

女性 15人

### (2) 令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 5人

女性 3人

### (3) 令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 80人

女性 12人

### (4) 令和4年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 1人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
---------	-----	-----

I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和5年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和62年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和5年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和5年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点



I類、II類又はIII類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	
	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	
情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4級以上
経歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記の大会に選手として出場経験があり、その証明ができる

			もの
※ 第1次試験日から2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	9月18日（日）	埼玉県内のいずれかの施設で行う。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。	10月3日（月） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第2次試験	10月8日（土）又は10月9日（日）のいずれか1日及び10月22日（土）から10月30日（日）までのいずれか1日に、埼玉県内のいずれかの施設で行う。ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。  詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。		12月23日（金） 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和4年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 武道・体育指導 I 類	240,500円
II 類	229,400円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和5年4月1日（土）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

試験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和4年3月1日（火）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和4年3月1日（火）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

### (2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

### (3) 受付期間

令和4年7月13日（水）午前9時から8月24日（水）午後5時までの間

### (4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

## 8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

# 告 示

埼玉県警察本部告示第23号

令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和4年2月15日

埼玉県警察本部長 原 和 也

## 1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性） 2人

宮城県（男性） 2人

(2) 令和4年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性） 13人

宮城県（男性） 8人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和5年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和62年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ 類	Ⅰ類に該当しない者	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

#### (2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

### 4 試験の月日、会場及び合格発表

#### (1) 試験地

北海道及び宮城県（以下「地元道県」という。）において実施する。

#### (2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次 試験	各地元道県と同一とする。	各地元道県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試験	各地元道県の月日に合わせて各地元道県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

#### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

#### (2) 給与

ア 令和4年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類	240,500円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和5年4月1日（土）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

試験案内及び申込書は、各地元道県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元道県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元道県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年二月十七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他